

国際特別委員会規程

公益社団法人日本カーリング協会

第1条（総則）

この規程は、公益社団法人日本カーリング協会（以下「本協会」という）に設置された国際特別委員会に関することを定める。

第2条（定義）

この規程において、以下のように語句を定義する。

①WCF

World Curling Federation: 世界カーリング連盟。

②国際団体

WCF、各国カーリング協会、及び各種国際カーリング関連団体を総称して言う。

③WCF 評議員等

WCF が主催する年次総会にて本協会を代表して議決権を行使する者として WCF に届け出た、あるいは届け出る予定の者として理事会の承認を得た者。

第3条（目的）

本委員会の目的は以下の通りとする。

①国際団体との連携。

②対近隣諸国、パシフィックアジアゾーンを含めた、国際カーリング界での本協会及び日本代表選手の地位向上。

③前2項の目的を達成するための、本協会理事会及び各専門委員との連携・連絡体制強化。

第4条（所管事項）

本委員会は、次の事項を審議、処理執行し、委員会において決議された事項は理事会に報告しなければならない。

①国際団体との連絡・調整・折衝に関する事項

②日本オリンピック委員会、外務省等、日本国内における国際スポーツ関連団体との連絡・調整・折衝に関する事項

③国際団体主催の会議・競技会等各種イベントへの人員派遣に関する事項

④国際団体の日本国内での活動に関し、それを代理する事項

⑤前各号に関する、本協会理事会・各専門委員会・各特別委員会との連絡・調整に関する事項

2、前項に関する事項の他、本委員会は、国際関係に関連する事項について理事会に意見

を具申し、理事会の諮問に応じる。

第5条（期間）

本委員会の設置期間は、設置後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

第6条（組織）

本委員会の構成およびその員数は以下の通りとする。

- ・委員長を1名置く。
- ・副委員長を1名ないし2名置く。
- ・委員長、副委員長以外の委員を若干名置く。

第7条（委員長・委員）

本委員会を構成する委員について、以下の通り定める。

1.委員は、以下の基準により理事会が選出し、会長が委嘱する。

(ア)WCF評議員等は、本委員会委員として選出されなければならない。

(イ)本協会各専門委員会、および別途定める特別委員会について、その委員のうち1名を本委員会委員として選出しなければならない。ただし、当該委員が前号の定めによって選出された委員と同一人であることを妨げない。

(ウ)本協会理事のうち少なくとも1名を本委員会委員として選出しなければならない。ただし、当該委員が前2号の定めによって選出された委員と同一人であることを妨げない。

(エ)前3号の他、学識経験者から本委員会委員を選出することができる。

2.委員の中から、互選により委員長及び副委員長を定める。

(ア)委員長及び副委員長は、前項（ア）または（イ）の定めにより選出された委員でなければならず、委員長および副委員長のうち少なくとも1名は、前項（ア）の定めにより選出された委員でなければならない。

(イ)複数の副委員長を置く場合、本委員会は、選任と同時にその序列を定めなければならない。

3.第1項（ア）から（ウ）の定めにより選出された本委員会委員が、当該各号にて前提とする地位を失った場合であっても、本委員会が認めた場合には、その任期が満了し、あるいは後任が就任する時まで本委員会委員としての権利義務を有する。

4.第1項（ア）あるいは（イ）の定めにより選出された本委員会委員長あるいは副委員長である委員が、当該各号にて前提とする地位を失った場合、第2項（ア）の定める当該要件を満たさないものとする。

5.前項の場合、本委員会は第2項に従い、速やかに後任の委員長あるいは副委員長を定めなければならない。

第8条（任期）

本委員会委員の任期は、理事の任期に関する定款の定めを準用する。ただし、再任は1回に限り認められる。

第9条（委員会）

委員会は、委員長が召集し、その議長となる。ただし、委員長がその任を果たせない場合は、副委員長がその席次に従い上位の者からその任を負う。

2 本委員会に出席し、意見を述べることができる者は、以下の通りとする。

- ・ 本委員会委員
- ・ 本協会会長、副会長、専務理事、常務理事、監事及び事務局長
- ・ 委員長が許可した場合には、本協会理事
- ・ 委員長が必要と認めるときには、参考人

3 委員会を開催した時は、議事録を作成し、議長が署名捺印の上保存する。

第10条（委員会の議決）

委員の委員会における議決権は、一人につき1個とする。

2 委員会の議事は、出席委員のうち、議長を除いた議決権数の過半数で決し、可否が同数のときは、議長の決するところとなる。

3 書面または電磁的方法による委員会の場合、定款第34条にある書面による理事会の決議と同様に、委員全員の賛成を得た場合に限り、決議があったものとみなす。

第11条（改廃）

この規定の改廃は、理事会の議決を要する。

（別表）本規程第7条第1項（イ）で定める特別委員会は、以下の通りとする

- ・ アスリート特別委員会
- ・ マーケティング特別委員会

（平成30年6月16日制定）